

## 参加者募集

「南阿蘇村・谷人たちの美術館」は、今年で10回目を迎えます。村内在住の物づくりやギャラリーオーナー、生業ではなくても手作りの技を持っている人、「谷人たちの美術館」に参加してみませんか。

昨年は、2万2千人を超える来訪者があり、いろいろな手作りの作品を多くの人に見ていただきました。今年も自宅や工房を開放し、多くの人とふれあい、南阿蘇の魅力を発見してもらいましょう。

また、村の農産物、特産物を参加会場で販売し、物づくりの里の村自慢、腕自慢をしませんか（参加費無料）。詳しくはお問い合わせください。



■展示期間 10月1日(水)～14日(火)

■参加費 3,000円

※新規入会者は別途6,000円が必要です（入会金3,000円・ホームページ作成費3,000円）。

※参加費は、10周年記念イベントのため、変更の可能性があります。

■募集締め切り 4月21日(月)

〈問い合わせ〉谷人たちの美術館事務局 市原  
Tel.080(6409)7003

## 南阿蘇・春らんまん♪交流バスツアー

## 独身男女 参加者募集



村では、「南阿蘇・春らんまん♪交流バスツアー」の男女参加者を募集します。

■開催日 3月9日(日)

■対象者 男性 村在住の20歳～40歳代  
女性 県内在住の20歳～40歳まで  
※定員は男女ともに先着12人です。

■参加費 男性 5,000円  
女性 3,900円

■募集締切 3月5日(水) 正午まで

■日程

- ①いちご収穫とスイーツ作り
- ②村内施設で交流会
- ③熊本市内で会食

※熊本市内で解散となるため  
帰りのバスはありません。



〈申し込み・問い合わせ〉役場 総務課総務係  
Tel.0967(67)1111

## 消費税転嫁対策特別措置法に規定する 総額表示義務の特例措置

〈問い合わせ〉 阿蘇税務署 Tel.0967(22)0551

※自動音声案内

消費者向けの価格表示については、

税込価格を表示（総額表示）することが義務付けられていますが、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(消費税転嫁対策特別措置法)により、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」(誤認防止措置)を講じる場合に限って、税込価格を表示（総額表示）しなくてもよいとする特例が設けられました。消費者の利便性にも配慮する観点から、この特例の適用を受ける事業者は、できるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

### ■誤認防止措置の具体例

#### 例①

値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページなどで、商品などの価格を次のように表示する。

- ① ○○○円（税抜価格）
- ② ○○○円（税別）
- ③ ○○○円（本体価格）
- ④ ○○○円＋税
- ⑤ ○○○円＋消費税

#### 例②

値札などには「○○円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品などを選択する際、目に付きやすい場所に、明瞭に「当店の価格は全て税抜価格となっております」といった掲示を行う。

※消費税の引き上げを含む消費税法の改正内容については、国税庁ホームページ「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」をご覧ください。

詳しい内容は、阿蘇税務署にお尋ねください。

